

○肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について（平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>牛の脊柱を肥料の原料から排除するための新たなリスク管理措置については、平成16年1月15日農林水産省告示第70号（特殊肥料等の指定の一部を改正する件）、平成16年1月15日農林水産省告示第71号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件）、平成16年1月15日農林水産省告示第72号（特殊肥料の品質表示基準の一部を改正する件）、平成16年1月15日農林水産省告示第73号（肥料取締法施行規則第4条第1号の規定に基づき生産工程の概要の記載を要する普通肥料を指定する件の一部を改正する件）及び平成16年1月15日農林水産省告示第74号（肥料取締法施行規則第11条の2第1項及び第2項の規定に基づき原料及び材料の保証票への記載に関する事項を定める件の一部を改正する件）（以下「改正告示」という。）が公布され、5月1日から施行されることとされたので、その運用に当たっては、下記について御了知されるとともに、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いする。</p> <p>また、これに併せて次に掲げる通知の一部を別紙1から3までの新旧対照表のとおり改正するので、御了知の上、周知徹底方よろしく願います。</p> <p>1～3 （略）</p> <p><u>この通知における法令の略称については、以下のとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法：肥料取締法（昭和25年法律第127号） ・管理措置告示：平成26年9月1日農林水産省告示第1145号（<u>肥料取締法施行規則第一条第一号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件</u>） ・特殊肥料告示：昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等を指定する件） ・公定規格：昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件） 	<p>牛のせき柱を肥料の原料から排除するための新たなリスク管理措置については、平成16年1月15日農林水産省告示第70号（特殊肥料等の指定の一部を改正する件）、平成16年1月15日農林水産省告示第71号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件）、平成16年1月15日農林水産省告示第72号（特殊肥料の品質表示基準の一部を改正する件）、平成16年1月15日農林水産省告示第73号（肥料取締法施行規則第4条第1号の規定に基づき生産工程の概要の記載を要する普通肥料を指定する件の一部を改正する件）及び平成16年1月15日農林水産省告示第74号（肥料取締法施行規則第11条の2第1項及び第2項の規定に基づき原料及び材料の保証票への記載に関する事項を定める件の一部を改正する件）（以下「改正告示」という。）が公布され、5月1日から施行されることとされたので、その運用に当たっては、下記について御了知されるとともに、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いする。</p> <p>また、これに併せて次に掲げる通知の一部を別紙1から3までの新旧対照表のとおり改正するので、御了知の上、周知徹底方よろしく願います。</p> <p>1～3 （略）</p>

第1 農林水産大臣による製造工程の確認について

1 対象となる肥料について

(1) 原料加工工程確認の対象について

牛由来の原料（牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。第7を除き、以下同じ。）を原料として生産される肥料の製造工程は、管理措置告示第2項に規定する農林水産大臣の確認（以下「原料加工工程確認」という。）の対象となる。

ただし、管理措置告示第1項、第3項又は附則第2項に規定する措置を行う肥料については、原料加工工程確認を行うことを要しない。

また、原料となる牛由来の原料を原料とする肥料について、管理措置告示第1項又は第2項規定に基づく措置が行われた肥料のみを原料としかつ、この他に牛由来の原料を原料としない場合には、新たに管理措置告示に規定する措置（以下「管理措置」という。）を行うことを要しない。

なお、管理措置告示第1項又は第2項の規定に基づく措置を行っていない牛由来の原料を原料とする肥料を、指定配合肥料の原料として使用することはできない。

(2) 原料確認の対象について

牛の部位（肉（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である肉に限る。）、骨（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である骨に限る。）、皮、毛、角、蹄及び臓器（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である臓器に限る。）（以下「皮等」という。）を除く。以下同じ。）を原料とする肥料の製造工程は、特殊肥料告示の1の（イ）若しくは（ロ）又は公定規格における「その他の制限事項」の欄に規定する農林水産大臣の確認（以下「原料確認」という。）の対象となる。

なお、牛の肉、骨、臓器のうち、食肉加工場等の食品の製造、加工又は調理の過程において発生した食用に供することができない加工残さは、食品に当たらないことから、これらを原料とする肥料の製造工程は、原料確認を要することとなる。

第1 農林水産大臣による製造工程の確認について

1 対象となる肥料について

(1) 農林水産大臣の確認を受ける製造工程について

牛由来の原料を原料として生産される肥料の製造工程は、平成26年9月1日農林水産省告示第1145号（肥料取締法施行規則第一条第一号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件。以下「管理措置告示」という。）第2項に規定する農林水産大臣の確認（以下「原料加工工程確認」という。）の対象となる。

また、肉（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である肉に限る。）、骨（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である骨に限る。）、皮、毛、角、蹄及び臓器（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である臓器に限る。）を原料とする肥料の製造工程は、昭和25年6月20日農林省告示第177号（特殊肥料等を指定する件）の1の（イ）若しくは（ロ）又は昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の1の（2）の表、2の（2）の表、4の（1）若しくは（2）の表、5の（1）若しくは（2）の表若しくは12の表その他の制限事項の欄に規定する農林水産大臣の確認（以下「原料確認」という。）の対象から除かれている。

他方、牛の肉、骨及び臓器のうち、食肉加工場等の食品の製造、加工又は調理の過程において発生した食用に供することができない加工残さを原

また、牛の部位を原料とする肥料について、原料確認を受けた工程で製造された肥料のみを原料とする場合に限り、原料確認を受けた工程で製造された肥料を原料とする肥料の製造工程については、原料確認を行うことを要しない。

料とする肥料の製造工程は、原料確認を要することとなる。

(2) 管理措置告示に規定する措置が行われた肥料を原料とする肥料について

牛由来の原料を原料とする肥料の製造業者は、原料となる牛由来の原料を原料とする肥料について、管理措置告示第1項又は第2項に規定する措置が行われた肥料のみを原料とし、かつ、新たに牛由来の原料を原料としない場合に限り、製造する牛由来の原料を原料とする肥料に新たに管理措置告示に規定する措置（以下「管理措置」という。）を行うことを要しない。

他方、原料となる牛由来の原料を原料とする肥料に管理措置告示第1項又は第2項に規定する措置が行われていない場合又は新たに牛由来の原料を原料とする場合にあっては、製造する牛由来の原料を原料とする肥料に管理措置を行うことを必要とする。

なお、管理措置告示第1項又は第2項の措置を行っていない牛由来の原料を原料とする肥料を、指定配合肥料の原料として使用することはできない。

(3) 原料確認を受けた工程で製造された肥料を原料とする肥料について

原料確認を受けた工程で製造された肥料を原料とする肥料の製造業者は、牛の部位（肉（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である肉に限る。）、骨（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である骨に限る。）、皮、毛、角、蹄及び臓器（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である臓器に限る。）を除く。以下同じ。）を原料とする肥料について、原料確認を受けた工程で製造された肥料のみを原料とする場合に限り、原料確認を受けた工程で製造された肥料を原料とする肥料の製造工程については、原料確認を要さないものとする。

(4) 牛由来の原料を原料とする肥料の輸入について

ア 牛由来の原料を原料とする肥料の輸入業者は、当該肥料の輸入に当たっては、原料に特定部位及び脊柱（牛（月齢が30月以下の牛（出生の年月日から起算して30月を経過した日までのものをいう。）を除く。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）をいう。以下同じ。）が含まれていないこと並びに畜場法（昭和28年法律第114号）第14条第6項各号に掲げる疾病に

かかり、又はへい死した牛の部位を用いていないことについて及び当該肥料が家畜衛生条件を締結した国及び施設からの肥料である場合にあっては、そのことを証明する製造国（肥料を製造した事業場が所在する国をいう。以下同じ。）の政府機関又はそれと同等の機関の証明書の写し（以下「輸出国証明書」という。）を肥料取締法（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）第22条第1項の規定に基づき提出する特殊肥料の輸入業者届出書、法第6条第1項の規定に基づき提出する普通肥料の登録若しくは仮登録の申請書又は法第12条第2項若しくは第3項の規定に基づき提出する登録若しくは仮登録の有効期間の更新申請書に添付するものとする。

また、輸入した牛由来の原料を原料とする肥料を肥料の製造業者に出荷する場合は、出荷するロットごとに輸出国証明書を添付するものとする。

なお、肥料の輸入業者は、輸出国証明書を確認することのほか、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）等の関係法令に照らし、輸入する肥料が輸入可能なものであることを確認するものとする。

牛由来の第2りん酸カルシウム又はアミノ酸を原料とする肥料（たん白質を含まないものに限る。以下同じ。）の輸入業者は、法第22条第1項に規定する当該肥料の輸入の届出、法第6条第1項に規定する登録若しくは仮登録の申請又は法第12条第2項若しくは第3項に規定する登録若しくは仮登録の有効期間の更新申請の際に、輸出国証明書及び第2りん酸カルシウム又はアミノ酸がたん白質を含まないことについて証明する製造国の政府機関又はそれと同等の機関の証明書の写しを添付するものとする。

イ 外国において本邦に輸出される牛由来の原料を原料とする普通肥料の生産業者（以下「外国生産業者」という。）は、法第33条の2第1項に規定する当該肥料の登録若しくは仮登録の申請又は法第33条の2第6項により準用される法第12条第2項若しくは第3項に規定する登録若しくは仮登録の有効期間の更新申請に当たっては、輸出国証明書を添付するものとする。

牛由来の第2りん酸カルシウム又はアミノ酸を原料とする普通肥料の外国生産業者は、法第33条の2第1項に規定する当該肥料の登録若しくは仮登録の申請又は法第33条の2第6項により準用される法第12条第2項若しくは第3項に規定する登録若しくは仮登録の有効期間の更

新申請の際に、輸出国証明書及び第2りん酸カルシウム又はアミノ酸がたん白質を含まないことについて証明する製造国の政府機関又はそれと同等の機関の証明書の写しを添付するものとする。

(5) と畜場法第14条の検査を経ていない牛について

牛の部位を原料とする肥料の製造工程において、その部位が混合されてはならないとされている「と畜場法第14条の検査を経ていない牛」とは、農家でへい死した牛など食用に供するためにと畜場でと殺解体に当たって行われるいわゆると畜検査を経ていない牛をいう。このような牛は、頭部、脊髄等の特定部位を完全に除去することが困難であり、また、脊柱も含まれることから、当該牛の部位を肥料の原料として利用することを禁止したものである

2 製造工程の確認手続について

(1) 原料加工工程確認又は原料確認（以下「大臣確認」という。）を受けようとする者は、別記様式第1号により、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）を経由して確認申請を行うものとする。

(2) (1) の確認申請があったときは、農林水産大臣は、当該申請に係る製造工程が、原料加工工程確認にあつては別紙基準1、原料確認にあつては別紙基準2に適合しているかどうかについて、4の規定による調査結果の報告も踏まえて確認し、その結果を別記様式第2号により申請者に通知する。

(3) 大臣確認を受けた者は、大臣確認を受けた製造工程が別紙基準1又は別紙基準2に適合しなくなったときは、別記様式第5号により、センターを経由して農林水産大臣に届け出るとともに、(2)の通知に係る確認書（以下「確認書」という。）をセンターを経由して農林水産大臣に返納するものとする。

3 製造工程の変更確認の手続について

(1) 製造工程の変更

ア 大臣確認を受けた者は、大臣確認を受けた製造工程を変更しようとする

2 製造工程の確認手続について

(1) 原料加工工程確認又は原料確認（以下「大臣確認」という。第1の3に規定する変更の確認を除く。）を受けようとする牛由来の原料を原料とする肥料の製造業者は、別記様式第1号により、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）を経由して確認申請を行うものとする。

(2) (1) の確認申請があったときは、当該申請に係る製造工程が原料加工工程確認にあつては別紙基準1の「牛由来の原料を原料とする肥料の製造工程（原料加工工程）に関する基準」、原料確認にあつては別紙基準2の「牛の部位を原料とする肥料の製造工程に関する基準」（以下「製造基準」という。）に適合しているかどうかについて、第3の規定による調査結果の報告も踏まえて確認し、その結果を別記様式第2号により申請者に通知する。

(3) 大臣確認を受けた牛由来の原料を原料とする肥料の製造業者（以下「確認製造業者」という。）は、製造基準に適合していないものとして当該大臣確認を得られなくなったときは、(2)の通知に係る確認書（以下「確認書」という。）をセンターを経由して農林水産大臣に返納するものとする。

3 製造工程の変更確認の手続について

(1) 製造工程の変更

ア 確認製造業者は、その大臣確認を受けた製造工程を変更しようとする

る場合には、原則として1ヶ月前までに、別記様式第3号により、センターを経由して農林水産大臣に変更確認申請を行うものとする。

イ アの変更確認申請があったときは、農林水産大臣は、当該申請に係る製造工程が別紙基準1及び別紙基準2に適合しているかどうかについて、4の規定による調査結果の報告も踏まえて確認し、別記様式第4号により、その結果を申請者に通知する。

ウ 変更確認申請を行った者は、イの規定により別紙基準1及び別紙基準2に適合しない旨の通知を受けた場合には、別紙様式第5号により、センターを経由して農林水産大臣に届け出るとともに、確認書をセンターを経由して農林水産大臣に返納するものとする。

(削る)

(2) その他の変更

大臣確認を受けた者は、会社名、事業場名、代表者、本社の住所等の変更、原料収集先の変更その他の軽微な製造工程等の変更がある場合には、遅滞なく、別記様式第6号により、センターを経由して農林水産大臣に届け出るものとする。

(削る)

4 契約の締結を要する原料収集先の調査について

センターは、2の(1)若しくは3の(1)の確認申請又は3の(2)の変更の届出を受理したときは、当該申請又は届出を行った者の事業場の所在地を管轄する地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。）に対し、受理した書類（副本1部）を送付するものとする。送付を受けた地方農政局等は、当該申請又は届出が原料確認に係るものであった場合、別紙基準2の1

場合には、原則として1ヶ月前までに、別記様式第3号により、センターを経由して農林水産大臣に変更確認申請を行うものとする。

イ アの変更確認申請があったときは、当該申請に係る製造工程が製造基準に適合しているかどうかについて、第3の規定による調査結果の報告も踏まえて確認し、別記様式第4号により、その結果を申請者に通知する。

ウ 確認製造業者は、イの規定により製造基準に適合しない旨の通知を受けた場合には、確認書をセンターを経由して農林水産大臣に返納するものとする。

(2) 製造基準への不適合に伴う確認書の返納

確認製造業者は、製造工程の変更等により製造基準を満たすことができなくなる場合には、別記様式第5号により、センターを経由して農林水産大臣に届け出るとともに、確認書を返納するものとする。

(3) その他の変更

確認製造業者は、会社名、事業場名、代表者、本社の住所等の変更、原料収集先の変更その他の軽微な製造工程の変更等がある場合には、遅滞なく、別記様式第6号により、センターを経由して農林水産大臣に届け出るものとする

第2 製造設備の故障等についての対応

確認製造業者は、予期しない製造設備の故障等により、大臣確認を受けた製造工程を変更せざるを得ない事態が生じた場合には、直ちに牛の部位を原料とする肥料の製造を一時停止するとともに、その概要をセンターを経由して農林水産大臣に報告するものとする。

第3 契約の締結を要する原料収集先の調査について

センターは、製造業者から第1の2の(1)若しくは3の(1)の確認申請又は第1の3の(3)の変更の届出を受理したときは、当該申請又は届出を行った製造業者の事業場の所在地を管轄する地方農政局（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。）に対し、受理した書類（副本1部）を送付するものとする。送付を受けた地方農政局等は、当該申請又は届出が原料確認に係るも

の(4)の三に基づいて、当該肥料の生産業者が国内の原料収集先と締結した契約に基づき行う履行状況の確認に原則として同行し、当該契約が遵守されていること、当該確認が適切に行われていること等について調査し、調査結果を農林水産省消費・安全局に報告するものとする。

5 製造設備の故障等への対応について

大臣確認を受けた者は、予期しない製造設備の故障等により、大臣確認を受けた製造工程を変更せざるを得ない事態が生じた場合には、直ちに牛の部位を原料とする肥料の製造を一時停止するとともに、その概要をセンターを経由して農林水産大臣に報告するものとする。

6 大臣確認を受けた製造事業場の公表

2の(2)又は3の(1)のイの規定により、農林水産大臣が別紙基準1又は別紙基準2に適合する旨を確認申請者に通知したときは、農林水産省消費・安全局長は、その旨をセンターに通知するものとする。センターは、当該通知に係る肥料の製造事業場について、センターのホームページに公表するものとする。

7 皮等を原料とする肥料又は皮等の輸入の取扱いについて

(1) 皮等を原料とする肥料又は皮等の輸入に当たっては、輸入業者は、次のア又はイについて証明する肥料の製造国（製造した事業場が所在する国をいう。以下同じ。）の政府機関又はそれと同等の機関が発行する証明書の写し（以下「輸出国証明書」という。）が添付されているもののみを輸入するものとする。

ア 原料に特定部位（牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）に規定する牛の特定部位をいう。以下同じ。）及び脊柱（牛（月齢が30月以下の牛（出生の年月日から起算して30月を経過した日までのものをいう。）を除く。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）をいう。以下同じ。）が含まれていないこと並びにと畜場法第14条第6項各号に掲げる疾病にかかり、又はへい死した牛の部位を用いていないこと

イ 当該肥料が家畜衛生条件を締結した国及び施設において製造されたも

のであった場合、別紙基準2の1の(4)に基づいて、当該製造業者が原料収集先と締結した契約に基づき行う実施状況の確認に原則として同行し、当該契約が遵守されていること、当該製造業者による実施状況の確認が適切に行われていること等について調査し、調査結果を農林水産省消費・安全局に報告するものとする。

のであること

また、当該肥料を肥料の生産業者に出荷する場合は、出荷するロットごとに輸出国証明書を添付するものとする。

(2) 外国において本邦に輸出される肥料を生産する者（以下「外国生産業者」という。）であつて、皮等を原料とする肥料について、法第33条の2第1項に規定する普通肥料の登録若しくは仮登録の申請又は法第33条の2第6項により準用される法第12条第2項若しくは第3項に規定する登録若しくは仮登録の有効期間の更新申請（以下「外国肥料登録申請等」という。）を行う者は、当該肥料を本邦に輸出する場合は、輸出するロットごとに（1）の輸出国証明書を添付するものとする。

(3) 外国から輸入した皮等を原料として肥料を生産する場合には、生産業者は、次のア又はイについて証明する皮等の製造国の政府機関又はそれと同等の機関が発行する輸出国証明書が添付された皮等のみを原料とするものとする。

ア 当該皮等に特定部位及び脊柱が含まれていないこと並びにと畜場法第14条第6項各号に掲げる疾病にかかり、又はへい死した牛の部位を用いていないこと

イ 当該皮等が家畜衛生条件を締結した国及び施設において製造されたものであること

また、肥料の用に供する目的で皮等を輸入する者は、当該原料を肥料の生産業者に出荷する場合は、出荷するロットごとに輸出国証明書を添付するものとする。

(4) 皮等を原料とする肥料の輸入業者又は外国から輸入した皮等を原料として肥料を生産する生産業者は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）等の関係法令に照らし、輸入する肥料等が輸入可能なものであることを確認するものとする。

8 牛由来の第2りん酸カルシウム等を原料とする肥料における原料加工工程確認の取扱いについて

(1) 牛由来の第2りん酸カルシウム又はアミノ酸を原料とする肥料（たん白質を含まないものに限る。以下同じ。）の輸入に当たっては、輸入業者は、農林水産大臣による原料加工工程確認に代えて、7の（1）の輸出国証明書及び第2りん酸カルシウム又はアミノ酸がたん白質を含まないことについて証明する肥料の製造国の政府機関又はそれと同等の機関が発行す

る輸出国証明書が添付されたもののみを輸入するものとする。

(2) 外国生産業者であって、牛由来の第2りん酸カルシウム又はアミノ酸を原料とする肥料について、外国肥料登録申請等を行う者は、当該肥料を本邦に輸出する場合には、農林水産大臣による原料加工工程確認に代えて、輸出するロットごとに7の(1)の輸出国証明書及び8の(1)の輸出国証明書を添付するものとする。

9 牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とする肥料の取扱いについて

(1) 国内で製造された牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料として肥料を生産する場合には、生産業者は、別紙記載例1-1又は別紙記載例1-2による確認書の写しが添付された牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンのみを原料とするものとする。

また、当該肥料を肥料の生産業者に出荷する場合は、出荷するロットごとに当該確認書の写しを添付するものとする。

(2) 牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とする肥料の輸入に当たっては、輸入業者は、次のア又はイについて証明する肥料の製造国の政府機関又はそれと同等の機関が発行する輸出国証明書が添付されたもののみを輸入するものとする。

ア 当該肥料が牛の皮のみに由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とするものであること（当該肥料が飼料としても利用されるものである場合に限る。）

イ 原料に特定部位及び脊柱が含まれていないこと、と畜場法第14条第6項各号に掲げる疾病にかかり、又はへい死した牛の部位を用いていないこと、並びに牛の皮のみに由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とするものであること

また、当該肥料を肥料の生産業者に出荷する場合は、出荷するロットごとに輸出国証明書を添付するものとする。

(3) 外国生産業者であって、牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とする肥料について、外国肥料登録申請等を行う者は、当該肥料を本邦に輸出する場合には、輸出するロットごとに(2)の輸出国証明書を添付するものとする。

(4) 外国から輸入した牛の皮、牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲン、又は牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンの中間原料（以下「皮由来

ゼラチン等」という。)を原料として肥料を生産する場合には、生産業者は、次のア、イ又はウについて証明する皮由来ゼラチン等の製造国の政府機関又はそれと同等の機関が発行する輸出国証明書が添付された皮由来ゼラチン等のみを原料とするものとする。

ア 当該皮由来ゼラチン等が牛の皮のみに由来するものであること（当該皮由来ゼラチン等が飼料の原料としても利用されるものである場合に限る。）

イ 当該皮由来ゼラチン等に特定部位及び脊柱が含まれていないこと、と畜場法第14条第6項各号に掲げる疾病にかかり、又はへい死した牛の部位を用いていないこと、並びに牛の皮のみに由来するものであること

ウ 当該皮由来ゼラチン等が家畜衛生条件を締結した国及び施設において製造されたものであること

また、肥料の用に供する目的で皮由来ゼラチン等を輸入する者は、当該皮由来ゼラチン等を肥料の生産業者に出荷する場合は、出荷するロットごとに輸出国証明書を添付するものとする。

第2 特殊肥料の届出について

1 管理措置等について

(1) 牛由来の原料を原料とする特殊肥料の生産業者は、次のア又はイについて法第22条第1項に規定する特殊肥料の届出（以下単に「特殊肥料の届出」という。）の際に提出するものとする。

ア 原料加工工程確認を受けた事業場にあつては、当該肥料の確認書の写し

イ 原料加工工程確認を受けていない事業場にあつては、管理措置告示第1項又は第3項の規定に基づく措置を行う旨又は原料となる牛由来の原料を原料とする肥料に管理措置が行われている旨を記載した書類

(2) 第1の9の要件を満たす牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とする特殊肥料の生産業者は、別紙記載例1-1若しくは別紙記載例1-2による確認書の写し、又は肥料の原料に係る第1の9の(2)若しくは(4)の輸出国証明書を、特殊肥料の届出の際に提出するものとする。

(3) 第1の9の要件を満たす牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とする特殊肥料の輸入業者は、第1の9の(2)の輸出国証明書を、特殊肥料の届出の際に提出するものとする。

第4 特殊肥料の生産業者の届出について

1 管理措置告示に基づく管理措置について

牛由来の原料を原料とする特殊肥料の生産業者は、原料加工工程確認を受けた製造工程により牛由来の原料を原料とする特殊肥料を製造する事業場にあつては当該肥料の確認書の写しを、それ以外の事業場にあつては管理措置を行う旨又は原料となる牛由来の原料を原料とする肥料が管理措置が行われたものである旨を記載した書類を、法第22条第1項に規定する特殊肥料の生産業者の届出の際に提出するものとする。

なお、牛由来の原料を原料とする特殊肥料は、管理措置が行われたものでなければ、生産することはできない。

2 原料確認等について

(1) 牛の部位を原料とする特殊肥料の生産業者は、次のア又はイについて特殊肥料の届出の際に提出するものとする。

ア 原料確認を受けた事業場にあつては、当該肥料の確認書の写し

イ 原料確認を受けていない事業場にあつては、原料となる牛の部位を原料とする肥料が原料確認を受けた工程で製造された肥料である旨を記載した書類

(2) 第1の7の要件を満たす皮等を原料とする特殊肥料の生産業者は、肥料の原料に係る第1の7の(1)又は(3)の輸出国証明書を、特殊肥料の届出の際に提出するものとする。

(3) 第1の7の要件を満たす皮等を原料とする特殊肥料の輸入業者は、第1の7の(1)の輸出国証明書を、特殊肥料の届出の際に提出するものとする。

第3 普通肥料の登録申請等について

1 管理措置等について

(1) 牛由来の原料を原料とする普通肥料の生産業者は、法第6条第1項に規定する普通肥料の登録若しくは仮登録の申請又は法第12条第2項若しくは第3項に規定する登録若しくは仮登録の有効期間の更新申請（以下「肥料登録申請等」という。）の申請書（以下「肥料登録申請書等」という。）における生産工程の概要において、管理措置を行う旨又は原料となる牛由来の原料を原料とする肥料に管理措置が行われている旨を記載するものとする。

また、原料加工工程確認を受けた事業場にあつては、当該肥料の確認書の写しを、肥料登録申請等の際に提出するものとする。

2 原料確認について

確認製造業者は、原料確認を受けた製造工程により牛の部位を原料とする特殊肥料を製造する事業場にあつては当該肥料の確認書の写しを、それ以外の事業場にあつては、原料となる牛の部位を原料とする肥料が原料確認を受けた工程で製造された肥料である旨を記載した書類又は原料となる肥料の輸出国証明書を、法第22条第1項に規定する特殊肥料の生産業者の届出の際に提出するものとする。

なお、牛の部位を原料とする特殊肥料は、原料確認を受けた工程により製造されたものでなければ生産することはできない。

第5 普通肥料の登録申請等について

1 管理措置告示に基づく管理措置について

牛由来の原料を原料とする普通肥料の生産業者は、法第6条第1項の規定により提出する肥料の登録若しくは仮登録の申請書又は法第12条第2項若しくは第3項の規定により提出する肥料の登録若しくは仮登録の有効期間の更新申請書（以下「肥料登録申請書等」という。）における生産工程の概要において、管理措置を行う旨又は原料となる牛由来の原料を原料とする肥料に管理措置が行われている旨を記載することとする。

また、原料加工工程確認を受けた製造工程により牛由来の原料を原料とする普通肥料を製造する事業場にあつては、当該肥料の確認書の写しを法第6条第1項に規定する普通肥料の登録若しくは仮登録の申請又は法第12条第2項若しくは第3項に規定する登録若しくは仮登録の有効期間の更新申請（以下「肥料登録申請等」という。）の際に提出するものとする。

なお、牛由来の原料を原料とする普通肥料は、管理措置が行われたものでなければ、登録若しくは仮登録又は登録若しくは仮登録の有効期間の更新はできない。

(2) 牛由来の原料（第2りん酸カルシウム又はアミノ酸を除く。）を原料とする普通肥料の輸入業者又は外国生産業者は、肥料登録申請書等又は外国肥料登録申請等の申請書における生産工程の概要において、管理措置を行う旨又は原料となる牛由来の原料を原料とする肥料に管理措置が行われている旨を記載するものとする。

また、原料加工工程確認を受けた事業場にあつては、当該肥料の確認書の写しを、肥料登録申請等の際に提出するものとする。

(3) 牛由来の第2りん酸カルシウム又はアミノ酸を原料とする普通肥料の輸入業者又は外国生産業者は、第1の7の(1)及び8の(1)の輸出国証明書を、当該肥料の肥料登録申請等又は外国肥料登録申請等の際に提出するものとする。

(4) 第1の9の要件を満たす牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とする普通肥料の生産業者は、別紙記載例1-1若しくは別紙記載例1-2による確認書の写し、又は肥料の原料に係る第1の9の(2)若しくは(4)の輸出国証明書を、肥料登録申請等の際に提出するものとする。

(5) 第1の9の要件を満たす牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とする普通肥料の輸入業者又は外国生産業者は、第1の9の(2)の輸出国証明書を、肥料登録申請等又は外国肥料登録申請等の際に提出するものとする。

2 原料確認等について

(1) 牛の部位を原料とする普通肥料の生産業者は、肥料登録申請書等における生産工程の概要において、生産する肥料が原料確認を受けている旨、又は原料となる牛の部位を原料とする肥料が原料確認を受けている旨を記載するものとする。

また、原料確認を受けた事業場にあつては、当該肥料の確認書の写しを、肥料登録申請等の際に提出するものとする。

(2) 第1の7の要件を満たす皮等を原料とする普通肥料の生産業者は、肥料の原料に係る第1の7の(1)又は(3)の輸出国証明書を、肥料登録申請等の際に提出するものとする。

2 原料確認について

確認製造業者は、肥料登録申請書等における生産工程の概要において、生産する肥料が原料確認を受けている旨又は原料となる、牛の部位を原料とする肥料が原料確認を受けている旨を記載するものとする。

また、原料確認を受けた製造工程により牛の部位を原料とする普通肥料を製造する事業場にあつては当該肥料の確認書の写しを、それ以外の事業場にあつて原料となる肥料に輸出国証明書が添付されているものは輸出国証明書を、肥料登録申請等の際に提出するものとする。

なお、牛の部位を原料とする普通肥料は、原料確認を受けた工程により製造されたものでなければ、登録若しくは仮登録又は登録若しくは仮登録の有効期間の更新はできない。

(3) 第1の7の要件を満たす皮等を原料とする普通肥料の輸入業者又は外国生産業者は、第1の7の(1)の輸出国証明書を、肥料登録申請等又は外国肥料登録申請等の際に提出するものとする。

第4 管理措置告示第3項に規定する肥料原料供給管理票について

管理措置告示第3項に規定する肥料原料供給管理票は別紙記載例2により記載することとする。

第5 管理措置告示附則第2項に規定する汚泥肥料等の流通過程を管理するための措置について

管理措置告示附則第2項の「汚泥肥料等の流通過程を管理するための措置(管理措置告示第1項から第3項までの規定に定める措置に相当すると農林水産大臣が認めるものに限る。)」は、「と畜場から排出される汚泥の肥料利用について(平成22年1月4日付け21消安第8798号農林水産省消費・安全局長通知)」第1の1に規定する措置とする。

第6 肥料登録申請書等における生産工程の概要の記載について

牛由来の原料を原料とする普通肥料の生産業者は、肥料登録申請書等に記載する生産工程の概要において、大臣確認を受けた者の氏名又は名称及び事業場の名称等を次の記載例により記載することとする。

1～7 (略)

8 牛の骨に由来するゼラチン及びコラーゲンを原料とする副産動物質肥料の場合

原骨(牛) → 脱脂 → 酸による脱灰 → 酸処理又はアルカリ処理 → る過 → 138℃以上で4秒間以上の殺菌処理 → 粉碎・混合 → 製品

(原料確認を受けた場合)

備考：○年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において当社○事業場は、製造工程において牛の脊柱等が混合しないこと及びゼラチン及びコラーゲンの処理の条件を満たしていることについて農林水産大臣の確認を受けている。

肥料取締施行規則第4条第2号及び第3号

第6 肥料の登録若しくは仮登録の申請書又は肥料の登録若しくは仮登録の有効期間の更新申請書における生産工程の概要の記載について

牛由来の原料を原料とする普通肥料の製造業者は、肥料登録申請等をする場合、その申請書に記載する生産工程の概要において、確認製造業者の氏名又は名称及び事業場の名称等を次の記載例により記載することとする。

1～7 (略)

該当なし

(原料確認を受けていない場合)

備考：1 原骨（牛）に牛の特定部位（頭部（舌及び頬肉を除く。）、脊髄及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルまでの部分に限る。）をいう。）及び脊柱が含まれないこと並びにと畜場法第14条第6項各号に掲げる疾病にかかり、又はへい死した牛の部位を用いていないことについて、○国政府機関の証明書の写しが添付されたものである。

2 ○年○月○日付け農林水産省指令○消安第○号において当社○事業場は、ゼラチン及びコラーゲンの処理の条件を満たしていることについて農林水産大臣の確認を受けている。

肥料取締法施行規則第4条第2号及び第3号

該当なし

(削る)

第7 管理措置告示第3項に規定する肥料原料供給管理票について
管理措置告示第3項に係る管理措置を行う際の肥料原料供給管理票は別紙記載例により記載することとする。

(削る)

第8 管理措置告示附則第2項に規定する汚泥肥料等の流通過程を管理するための措置について
管理措置告示附則第2項の「汚泥肥料等の流通過程を管理するための措置（管理措置告示第1項から第3項までの規定に定める措置に相当すると農林水産大臣が認めるものに限る。）」は、「と畜場から排出される汚泥の肥料利用について（平成22年1月4日付け21消安第8798号農林水産省消費・安全局長通知）」第1の1に規定する措置とする。

第7 (略)

第9 (略)

第8 帳簿の備付けについて

牛の部位を原料とする肥料の生産業者は、法第27条第1項の規定に基づき事業場ごとに備え付ける帳簿に、牛の部位である原料の収集先の一覧表を備え付けるものとする。

第10 帳簿の備付けについて

牛の部位を原料とする肥料の製造業者は、肥料取締法第27条第1項の規定に基づき事業場ごとに備え付ける帳簿に、牛の部位である原料の収集先の一覧表を備え付けるものとする。

第9 (略)

(別紙基準1)

牛由来の原料を原料とする肥料の製造工程(原料加工工程)に関する基準

第1 生産業者の確認基準

1 製造条件

管理措置告示第2項に規定する原料の加工を行う場合にあつては、行う措置に対応する以下の条件を満たすこと。

(1)～(5) (略)

(6) ゼラチン及びコラーゲンの処理(管理措置告示第2項第6号)

当該肥料の原料を、①脱脂、②酸による脱灰、③酸処理若しくはアルカリ処理、④ろ過、⑤138℃以上で4秒間以上の殺菌処理の全ての工程を経て処理する方法又はこれと同等以上の感染性を低下させる処理を行うこと。

2 (略)

3 製造管理者

製造事業場に、この基準に基づき、製造が適切に行われるよう実地で管理を行う製造管理者を設置すること。

第2 輸入業者の確認基準

1 輸入先の製造事業場の基準

管理措置告示第2項に規定する原料の加工を行う肥料を製造する製造事業場は(1)から(4)までに定める事項を内容とする契約を輸入業者との間で締結すること。

(1)・(2) (略)

(3) 輸出ロットごとに第1の1の製造条件に適合することについて肥料の製造国(製造した事業場が所在する国をいう。以下同じ。)の政府機関又はそれと同等の機関の証明書若しくはその写しを添付すること。

(4) 輸入先の製造事業場は、契約を締結した輸入業者が契約内容の履行状況

第11 (略)

(別紙基準1)

牛由来の原料を原料とする肥料の製造工程(原料加工工程)に関する基準

第1 生産業者の確認基準

1 製造条件

平成26年9月1日農林水産省告示第1145号(肥料取締法施行規則第一条第一号ホの規定に基づき、牛、めん羊、山羊及び鹿による牛由来の原料を原料として生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置を行う方法を定める件。以下「管理措置告示」という。)第2項に規定する原料の加工を行う場合にあつては、行う措置に対応する以下の条件を満たすこと。

(1)～(5) (略)

2 (略)

3 製造管理者

製造事業場に、当製造基準に基づき、製造が適切に行われるよう実地で管理を行う製造管理者を設置すること。

第2 輸入業者の確認基準

1 輸入先の製造事業場の基準

管理措置告示第2項に規定する原料の加工を行う肥料を製造する製造事業場は①から④までに定める事項を内容とする契約を輸入業者との間で締結すること。

①・② (略)

③ 輸出ロットごとに第1の1の製造条件に適合することについて製造国(肥料を製造した事業場が所在する国をいう。以下同じ。)の政府機関又はそれと同等の機関の証明書若しくはその写しを添付すること。

④ 輸入先の製造事業場は、契約を締結した輸入業者が契約内容の実施状況

を確認することを認めること。また、当該確認のために肥料の製造国の政府機関又はそれと同等の機関が当該輸入業者に同行できることを認めること。

2 輸入業者の基準

管理措置告示第2項に規定する原料の加工が行われた肥料の輸入業者は以下の条件を満たすこと。

- (1) 販売荷口ごとに、第1の1の製造条件に適合することを証明する肥料の製造国の政府機関又はそれと同等の機関の証明書若しくはその写しを添付すること。
- (2) (略)

第3 登録外国生産業者の確認基準

1 製造条件

輸出ロットごとに第1の1の製造条件に適合することについて肥料の製造国の政府機関又はそれと同等の機関の証明書若しくはその写しを添付すること。

2 (略)

3 製造管理者

製造事業場に、この基準に基づき、製造が適切に行われるよう実地で管理を行う製造管理者を設置すること。

(別紙基準2)

牛の部位を原料とする肥料の製造工程に関する基準

1 原料受入れに係る基準

(1) 収集先

肥料の原料として用いる牛の部位は、以下のいずれかを満たすもののみを受け入れること。

ア (4) のアの (ア) 及び (ウ) を内容とする契約を締結した国内の原料収集先から供給される原料であって、原料供給管理票が付されたもの。その際の原料供給管理票の記載例は別添2のとおり。

イ (4) のアの (イ) 及び (ウ) を内容とする契約を締結した国内の原料収集先から供給される原料

ウ (5) のアの (ア) から (ウ) までを内容とする契約を締結した外国の原料収集先から供給される原料

を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために製造国の政府機関又はそれと同等の機関が当該輸入業者に同行できることを認めること。

2 輸入業者の基準

管理措置告示第2項に規定する原料の加工が行われた肥料の輸入業者は以下の条件を満たすこと。

- (1) 販売荷口ごとに、製造基準に適合することを証明する製造国の政府機関又はそれと同等の機関の証明書若しくはその写しを添付すること。
- (2) (略)

第3 登録外国生産業者の確認基準

1 製造条件

輸出ロットごとに第1の1の製造条件に適合することについて製造国の政府機関又はそれと同等の機関の証明書若しくはその写しを添付すること。

2 (略)

3 製造管理者

製造事業場に、当製造基準に基づき、製造が適切に行われるよう実地で管理を行う製造管理者を設置すること。

(別紙基準2)

牛の部位を原料とする肥料の製造工程に関する基準

1 原料受入れに係る基準

(1) 収集先

肥料の原料として用いる牛の部位は、別添1の「牛の部位を原料とする肥料の生産業者による原料収集先の確認基準」(以下「原料確認基準」という。)の要件を満たし(4)①の一及び三の契約を締結した原料収集先からの原料であって原料供給管理票が付されたもの又は(4)①の二及び三の契約を締結した原料収集先から供給される原料のみを受け入れること。その際の原料供給管理票の記載例は別添2のとおり。

(2) 原料の輸送

別添1の2の基準を満たして輸送された原料のみを受け入れること。

(3) 原料受入時の品質管理

ア (1)のアの場合にあっては、原料受入時に、受入原料に牛（月齢が30月以下の牛（出生の年月日から起算して30月を経過した日までのものをいう。）を除く。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）及びと畜場法第14条の検査を~~経~~ていない牛※の部位（以下「脊柱等」という。）が混入していないことを原料供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。また、確認した原料供給管理票は8年間保存すること。

※「と畜場法第14条の検査を~~経~~ていない牛」とは、農家でへい死した牛など食用に供するためにと畜場でと殺解体に当たって行われるいわゆると畜検査を~~経~~ていない牛をいう。このような牛は、頭部、脊髓等の特定部位を完全に除去することが困難であり、また、脊柱も含まれることから、当該牛の部位を肥料の原料として利用することを禁止したものである。

イ (1)のイの場合にあっては、当該原料収集先が脊柱等の供給を受けていない者であることを確認するとともに、当該原料収集先と当該原料収集先に牛の部位（脊柱等を除く。）を供給している者が（4）アの（イ）及び（ウ）の契約を締結していることを確認し、帳簿に記載すること。また、その帳簿は8年間保存すること。

ウ (1)のウの場合にあっては、原料受入時に、受入原料に脊柱等が混入していないことを（5）アの（イ）に規定する輸出国証明書に記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。また、確認した輸出国証明書は8年間保存すること。

(4) 国内の原料収集先との契約

ア 原料収集先（原料収集にかかわる者を含む。）と（ア）又は（イ）のいずれか及び（ウ）を内容とする契約を締結すること。

（ア）原料収集先が、別添1の基準を満たすこと。

（イ）（略）

（ウ）原料収集先が、牛の部位を原料とする肥料の生産業者の求めに応

(2) 原料の輸送

原料確認基準の2を満たして輸送された原料のみを受け入れること。

(3) 原料受入時の品質管理

① 原料受入時に、受入原料に牛（月齢が30月以下の牛（出生の年月日から起算して30月を経過した日までのものをいう。）を除く。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）及びと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を~~経~~ていない牛の部位（以下「脊柱等」という。）が混入していないことを原料供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。

② また、牛の部位（脊柱等を除く。）の供給を受けている原料収集先からの原料については、当該原料収集先が脊柱等の供給を受けていない者であることを確認するとともに、当該原料収集先と（4）①の二及び三の契約を締結していることを確認し、帳簿に記載すること。

③ 確認した原料供給管理票又は帳簿は8年間保存すること。

(4) 原料収集先との契約

① 原料収集先（原料収集にかかわる者を含む。）と一又は二のいずれか及び三を内容とする契約を締結すること。

一 原料収集先が、原料確認基準を満たすこと。

二 （略）

三 原料収集先が、牛の部位を原料とする肉骨粉の生産業者の求めに応

じて、契約内容の履行状況を当該生産業者が確認することを認めること。また、当該確認に農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターの職員が同行することを認めること。

イ 当該契約内容が原料収集先において、確実に履行されていることを確認すること。

(5) 外国の原料収集先との契約

ア 原料収集先（原料収集にかかわる者を含む。）と（ア）から（ウ）までを内容とする契約を締結すること。

（ア）原料収集先が、別添1の基準を満たすこと。

（イ）原料収集先が、出荷するロットごとに別添1の基準に適合することについて原料の製造国（製造した事業場が所在する国をいう。以下同じ。）の政府機関又はそれと同等の機関の証明書若しくはその写し

（以下「輸出国証明書」という。）を添付すること。

（ウ）原料収集先が、牛の部位を原料とする肥料の生産業者の求めに応じて、契約内容の履行状況を当該生産業者が確認することを認めること。また、当該確認のために原料の製造国の政府機関又はそれと同等の機関が当該生産業者に同行することを認めること。

イ 当該契約内容が原料収集先において、確実に履行されていることを確認すること。

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

ア 牛の部位を原料とする肥料の製造工程は、1の基準を満たす原料以外の製造工程と完全に分離すること。

イ 牛の部位を原料とする肥料の製造工程においては、1の基準を満たす原料以外のものを混入しないようにすること。

ウ 牛の部位を原料とする肥料の製造に用いる器材は専用化すること。

(2) 製造記録

ア 牛の部位を原料とする肥料の製造に用いた原料の種類及び量、製造年月日並びに製造数量を帳簿に記載すること。

イ アの帳簿について8年間保存すること。

3 製品出荷に係る基準

(1) 牛の部位を原料とする肥料の出荷に当たっては、1の基準を満たす原料以外の原料から製造されたものが混入しないようにすること。

(2) 出荷年月日、出荷先及び出荷量を帳簿に記載すること。また、当該帳簿

じて、契約内容の実施状況を当該生産業者が確認することを認めること。また、当該実施状況の確認に農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センターの職員が同行することを認めること。

② 当該契約内容が原料収集先において、確実に履行されていることを確認すること。

2 製造に係る基準

(1) 製造方法

① 牛の部位を原料とする肥料の製造工程は、1の要件を満たす原料以外の製造工程と完全に分離すること。

② 牛の部位を原料とする肥料の製造工程においては、1の要件を満たす原料以外のものを混入しないようにすること。

③ 牛の部位を原料とする肥料の製造に用いる器材は専用化すること。

(2) 製造記録

① 牛の部位を原料とする肥料の製造に用いた原料の種類及び量、製造年月日並びに製造数量を帳簿に記載すること。

② ①の帳簿について8年間保存すること。

3 製品出荷に係る基準

(1) 牛の部位を原料とする肥料の出荷に当たっては、1の要件を満たす原料以外の原料から製造されたものが混入しないようにすること。

(2) 牛の部位を原料とする肥料の生産業者は、出荷年月日、出荷先及び出荷

その他出荷に係る記録については、8年間保存すること。

(3) (略)

4・5 (略)

(別添1)

牛の部位を原料とする肥料の生産業者による原料収集先の確認基準

1 原料となる牛の部位を扱う事業場

(1) 原料となる牛の部位には、牛（月齢が30月以下の牛（出生の年月日から起算して30月を経過した日までのものをいう。）を除く。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。）及びと畜場法第14条の検査を経ていない牛の部位（以下「脊柱等」という。）が含まれていないこと。

(2) 原料となる牛の部位は、専用の保管容器に保存されるとともに、脊柱等が混入しないよう分別され、保管されていること。

(3) 月齢が30月を超える牛の脊柱の脱骨が行われている場合は、特定の区分された場所で行われていること。これにより難しい場合は、月齢が30月以下の牛に由来する脊柱と月齢が30月を超える牛の脊柱の脱骨の作業時間を分けるとともに、月齢が30月以下の牛に由来する脊柱の脱骨作業は、月齢が30月を超える牛の脊柱の脱骨作業の前に行われること。当該特定の場所の作業上容易に脊柱を投入できる位置に脊柱が入っている旨が明示された専用の容器が常設され、月齢が30月を超える牛の脊柱はその容器で保管されていること。

(4) 原料となる牛の部位に脊柱等が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。

(5) 原料となる牛の部位の出荷に当たっては、脊柱等が混入していないことを(7)の確認責任者が確認した上で、原料供給管理票又は輸出国証明書が交付されること。その際の原料供給管理票の記載例は別添2のとおり。

(6) 原料となる牛の部位を入れる容器は、脊柱等を入れる容器と共用しないこととし、原料となる牛の部位と脊柱等を混載して出荷する場合は、脊柱等専用の気密容器を用い、当該容器に脊柱等が入っている旨が明示されていること。

(7) (1) から (6) までの基準を満たしていることを確認する確認責任者

量を帳簿に記載すること。また、当該帳簿その他出荷に係る記録については、8年間保存すること。

(3) (略)

4・5 (略)

(別添1)

牛の部位を原料とする肥料の生産業者による原料収集先の確認基準

1 原料となる牛の部位を扱う事業場

(1) 原料となる牛の部位（以下「副産物原料」という。）には、牛（月齢が30月以下の牛（出生の年月日から起算して30月を経過した日までのものをいう。）を除く。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下「脊柱」という。）及びと畜場法（昭和28年法律第114号）第14条の検査を経ていない牛の部位（以下「脊柱等」という。）が含まれていないこと。

(2) 副産物原料は、専用の保管容器に保存されるとともに、脊柱等が混入しないよう分別され、保管されていること。

(3) 脊柱の脱骨が行われている場合は、脊柱の脱骨は、特定の区分された場所で行われていること。これにより難しい場合は、30月齢以下の牛に由来する脊柱とそれ以外の脊柱の脱骨の作業時間を分けるとともに、30月齢以下の牛に由来する脊柱の脱骨作業は、それ以外の脊柱の脱骨作業の前に行われること。当該特定の場所の作業上容易に脊柱を投入できる位置に脊柱が入っている旨が明示された専用の容器が常設され脊柱はその容器で保管されていること。

(4) 副産物原料に脊柱等が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。

(5) 副産物原料の出荷に当たっては、脊柱等が混入していないことを(7)の確認責任者が確認した上で、原料供給管理票が交付されること。その際の原料供給管理票の記載例は別添2のとおり。

(6) 副産物原料を入れる容器は、脊柱等を入れる容器と共用しないこととし、副産物原料と脊柱等を混載して出荷する場合は、脊柱等専用の気密容器を用い、当該容器に脊柱等が入っている旨が明示されていること。

(7) (1) から (6) までの要件を満たしていることを確認する確認責任者

を設置し、これらの基準を確実に満たしている原料となる牛の部位のみが出荷されていることが、定期的に確認・記録されていること。

2 原料となる牛の部位の輸送

- (1) 原料となる牛の部位の輸送に当たっては、原料となる牛の部位を入れる容器が脊柱等を入れる容器と共用されておらず、脊柱等が混入しないように輸送されていること。
- (2) 脊柱等の輸送に当たっては、脊柱等が入っている旨が明示された専用の気密容器を用い、原料となる牛の部位を汚染しないように輸送されていること。
- (3) 輸送車には、原料供給管理票又は輸出国証明書が携行されていること。

(別添2)

(原料供給管理票の記載例)

(略)

(別紙記載例1-1)

(牛皮を原料とするゼラチン及びコラーゲンの生産工場から確認書を入手する場合)

確 認 書

〇〇市〇区〇町〇番地

〇〇肥料株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 殿

本確認書が添付されたゼラチン及びコラーゲンは、国内でと畜された牛の皮を原料とし、これ以外の原料を使用していません。

年 月 日

△△市△区△町△番地

を設置し、これらの要件が確実に実施されている副産物原料のみが出荷されているとともに、定期的に確認・記録されていること。

2 副産物原料の輸送

- (1) 副産物原料の輸送に当たっては、副産物原料を入れる容器が脊柱等を入れる容器と共用されておらず、脊柱等が混入しないように輸送されていること。
- (2) 脊柱等の輸送に当たっては、脊柱等が入っている旨が明示された専用の気密容器を用い、他の副産物原料を汚染しないように輸送されていること。
- (3) 輸送車には、原料供給管理票が携行されていること。

(別添2)

(原料供給管理票の記載例)

(略)

△△ゼラチン株式会社
代表取締役 △△ △△ 印

(別紙記載例 1 - 2)

(牛皮を排出すると畜場等から確認書を入手する場合)

確 認 書

〇〇市〇区〇町〇番地

〇〇肥料株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 殿

本確認書が添付された牛皮は、国内でと畜された牛のものである。

年 月 日

△△市△区△町△番地

△△と畜場株式会社

代表取締役 △△ △△ 印

(別紙記 3 項による肥料原料供給管理票の記載例)

(略)

(別紙)

(略)

(別紙記載例)

(肥料原料供給管理票の記載例)

(略)

(別紙)

(略)

記入上の注意

(略)

・外国生産肥料は、肥料取締法（昭和25年法律第127号）第33条の2第1項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料をいう。

(略)

別記様式第1～6号 (略)

(参考)

- 1 普通肥料（汚泥肥料等を除く。）の生産業者保証票の記載例 (略)
- 2 汚泥肥料等の生産業者保証票の記載例 (略)
- 3 特殊肥料の品質表示の記載例 (略)

附 則 (略)

記入上の注意

(略)

・外国生産肥料は、肥料取締法（昭和25年法律第127号）第33条の2第1項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料をいう。以下同じ。

(略)

別記様式第1～6号 (略)

(参考)

- 1 普通肥料（汚泥肥料等を除く。）の生産業者保証票の記載例 (略)
- 2 汚泥肥料等の生産業者保証票の記載例 (略)
- 3 特殊肥料の品質表示の記載例 (略)

附 則 (略)